

地球温暖化対策基本法案の概要

法律の必要性

- 地球温暖化対策を推進するため、中長期的な排出削減目標を設定し、あらゆる政策を総動員することを明らかにする必要がある。

法案の概要

目的

- 地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応が人類共通の課題であり、国際的枠組みの下で取り組むことが重要であることにかんがみ、温室効果ガスができる限り排出されない社会を実現するため、経済の成長、雇用の安定及びエネルギーの安定的な供給の確保を図りつつ地球温暖化対策を推進し、地球環境の保全並びに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与

基本原則

- 地球温暖化対策として以下の原則を規定
 - ・ 新たな生活様式の確立等を通じて、経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出削減ができる社会を構築
 - ・ 國際的協調の下の積極的な推進
 - ・ 地球温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業の機会の増大、雇用の安定
 - ・ エネルギーに関する施策との連携、エネルギーの安定的な供給の確保
 - ・ 経済活動・国民生活に及ぼす効果・影響についての理解を得る

中長期目標

- 温室効果ガス削減目標：公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに25%を削減。また、2050年までに80%を削減（いずれも1990年比）
- 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を10%（2020年）とする。

基本計画

- 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定

基本的施策

《地球温暖化対策のうち特に重要な具体的施策》

- 国内排出量取引制度の創設（法制上の措置について、施行後1年以内を目途に成案を得る）
- 地球温暖化対策のための税の平成23年度からの実施に向けた検討その他の税制全体のグリーン化
- 再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の創設その他の再生可能エネルギーの利用の促進

《日々の暮らし》

- 機械器具・建築物等の省エネの促進
- 自発的な活動の促進
- 教育及び学習の振興
- 排出量情報等の公表

《国際協調等》

- 国際的連携の確保、国際協力の推進

《地域づくり》

- 都市機能の集積等による地域社会の形成に係る施策
- 自動車の適正使用等による交通に係る排出抑制
- 森林の整備、緑化の推進等温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化
- 地方公共団体に対する必要な措置

《ものづくり》

- 革新的な技術開発の促進
- 機械器具・建築物等の省エネの促進
- 温室効果ガスの排出の量がより少ないエネルギーへの転換、化石燃料の有効利用の促進
- 地球温暖化の防止等に資する新たな事業の創出
- 原子力に係る施策
- 地球温暖化への適応

等